

岩手県告示第441号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成25年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 設置をする者の名称 株式会社カミヤマ

イ 設置をする者の住所 盛岡市上厨川字新田80番地1

ウ 法人の代表者の氏名 田中秋雄

(2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 花巻南新田タウン

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

ア 所在地 花巻市南新田264番2ほか

イ 敷地面積 66,339平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗、飲食店及び遊技場

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 16,555平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 16,555平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 近隣商業地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成25年12月1日

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成25年12月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成26年8月1日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

ア 利用者の人数の見込み 1日当たり11,091人

イ 集客予定区域 新設予定地から半径4キロメートルの圏内（主に花巻市中部地域及び西部地域）

2 届出年月日 平成25年5月30日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成25年6月7日から同年8月7日まで

(2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに花巻市役所、盛岡市役所、北上市役所、遠野市役所、奥州市役所、雫石町役場、紫波町役場及び西和賀町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成25年6月14日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。